

## 松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業 Q &amp; A

## 【初回助成限度額の拡大について】

- Q1. 初回助成限度額の拡大（治療内容「C」「F」を除く）の対象者について、いつからの治療が対象となりますか？
- A1. 初回の申請を行う方で、治療終了日が今年度の治療が対象になります。
- Q2. 初回申請を行った後、初回助成限度額対象の治療をしました。以前行った申請を取り止めて、初回申請をやり直すことができますか？
- A2. 既に助成申請を行った場合、それを取り止めて申請を行うことはできません。
- Q3. 初回助成限度額対象の治療について初回申請し、後でそれよりも前に終了した特定不妊治療の助成申請ができますか？
- A3. 初回申請よりも前の特定不妊治療については助成の対象外となります。
- Q4. 初回申請を行おうと考えている治療内容「C」もしくは「F」に該当するのですが、初回助成限度額の拡大の対象になりますか？
- A4. 初回申請の治療内容「C」もしくは「F」の場合、初回助成限度額の拡大の対象にはなりません。
- Q5. 治療内容「C」もしくは「F」で初回申請をしました。その後行った治療内容「A」「B」「E」「D」の特定不妊治療の助成申請について、治療内容「A」「B」「E」「D」の助成申請は初めてとなりますので、初回助成限度額の拡大の対象になりますか？
- A5. 既に初回助成申請を行った場合、その後の助成申請は初回助成限度額の拡大の対象にはなりません。
- Q6. 初回助成申請をしますが、治療内容の上限額と上乗せ上限額を足した額より治療費が低い場合、合算した上限額までもらえますか？
- A6. 初回助成申請の特定不妊治療費が治療内容の上限額と上乗せ上限額を足した上限額よりも低い場合は、上限額を合算した額ではなく初回助成申請の特定不妊治療にかかった治療費が助成されます。
- 例) ①初回治療でかかった総額が 29万円
- ②特定不妊治療上限額：15万円＋上乗せ上限額 15万円＝30万円
- ②の特定不妊治療上限額より①の総額が低い→助成額：29万円を助成

**【男性不妊治療について】**

- Q7. 特定不妊治療の治療内容「C」の場合、男性不妊治療は助成の対象になりますか？
- A7. 男性不妊治療は特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取する手術を行った場合が対象となるため、特定不妊治療の治療内容「C」の場合、助成の対象にはなりません。
- Q8. 男性不妊治療の適用範囲について、検査費用、凍結費用は助成対象となりますか？
- A8. 検査費用は対象となりません。保険適用外の手術費用、凍結費用が助成対象となります。
- Q9. 指定医療機関以外で男性不妊治療を行った場合、助成の対象になりますか？
- A9. 特定不妊治療の主治医の治療方針に基づき、指定医療機関以外で特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合、対象となります。
- Q10. 男性不妊治療の助成回数の上限は何回となりますか？
- A10. 特定不妊治療に至る過程の一環として行うため、妻の特定不妊治療の通算助成回数に準じますので、6回が限度となります。妻の特定不妊治療が前提となるため、男性不妊治療単独での6回ではありません。
- Q11. 男性不妊治療のみの助成申請はできますか？
- A11. 妻の採卵前に男性不妊治療を行ったが、精巣または精巣上体から精子が採取できず治療が平成28年1月20日以降に終了した場合に限り、男性不妊治療のみの助成申請ができます。その際、妻の特定不妊治療の通算助成回数のうちの1回として申請することになりますが、初回助成限度額の拡大の対象にはなりません。
- Q12. 以前（例えば1年前）に実施した男性不妊治療で採取・凍結した精子を使用して、特定不妊治療を実施した場合、男性不妊治療は助成対象となりますか？
- A12. 申請日の属する年度の前年度から申請する治療内容の治療終了日に至るまでに実施した男性不妊治療で採取・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施した場合は、助成対象となります。

Q13. 男性不妊治療費を含む特定不妊治療費の助成申請をした場合、男性不妊治療費と特定不妊治療費を合算して上限額までもらえますか？

A13. 男性不妊治療費と特定不妊治療費は別々に上限額を比較して、男性不妊治療費と特定不妊治療費のそれぞれの助成額を算出し、助成額となります。

例) 男性不妊治療費の総額が 13 万円、特定不妊治療費の総額が 35 万円の場合。

① 男性不妊治療上限額：15 万円 ⇒ 総額：13 万円

② 特定不妊治療上限額：15 万円 ⇒ 総額：35 万円

①の男性不妊治療は上限額よりも総額の方が低い。

②の特定不妊治療は総額よりも上限額の方が低い。

→ 助成額：13 万円 + 15 万円 = 28 万円を助成

Q14. 主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行った場合、治療開始日は男性不妊治療の開始日でよいか。また、妻の年齢の判断は、男性不妊治療開始日で判断したのでよいか。

A14. 主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行った場合、男性不妊治療の治療開始日となる。妻の年齢も同様に、男性不妊治療の治療開始日で判断することになる。

例) 男性不妊治療開始時 → 妻の年齢 42 歳

妻の治療開始時(採卵) → 妻の年齢 43 歳の場合であっても助成対象となる。

※妻が 43 歳になるまでに行った男性不妊治療(申請日の属する年度の前年度以降のもの)にて、採取・凍結した精子を使用して妻が特定不妊治療(採卵を伴うもの)を行った場合。